

## 保育士等の処遇改善等について — 子ども・子育て会議 —

2月8日、内閣府において子ども・子育て会議（第30回）、基準検討部会（第33回）合同会議が開催され、公定価格の対応等として、技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等についての資料が示されました。

保育界や速報等でお伝えしておりましたが、この仕組みは、副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等（仮称・園長・主任保育士を除く）を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乘せ（公定価格上の加算）するものとされています。

今回の資料（資料2-1）では、技能・経験に応じた処遇改善については、原則は月額4万円又は月額5千円の賃金改善により実施するとしていますが、4万円の配分は、職員の経験年数・技能、給与実態等を踏まえ、各施設の判断で園長を除く職員に、月額5千円以上～4万円未満で配分可能とされています。この場合でも、月額4万円の処遇改善は、公定価格上の月額4万円の処遇改善対象者数の1/2は確保するとしています。

また、キャリアアップ・処遇改善のイメージとして、1号認定と2・3号認定別のイメージ図も示されています。

引き続き、詳細が分かり次第、お伝えしていきます。

この他、平成28年度公定価格の取り扱いについて、国家公務員給与改定に応じて、単価表の改定が予定されています（資料2-2）。国家公務員給与改定の内容は、①俸給表の水準の引上げ、②勤勉手当の引上げ（0.1月分）となっていますので、単価表はこれに応じた改定になります。

※資料の一部（資料2-1、2-2）について添付します。なお、当日の資料については、内閣府子ども・子育て本部ホームページに掲載予定です。